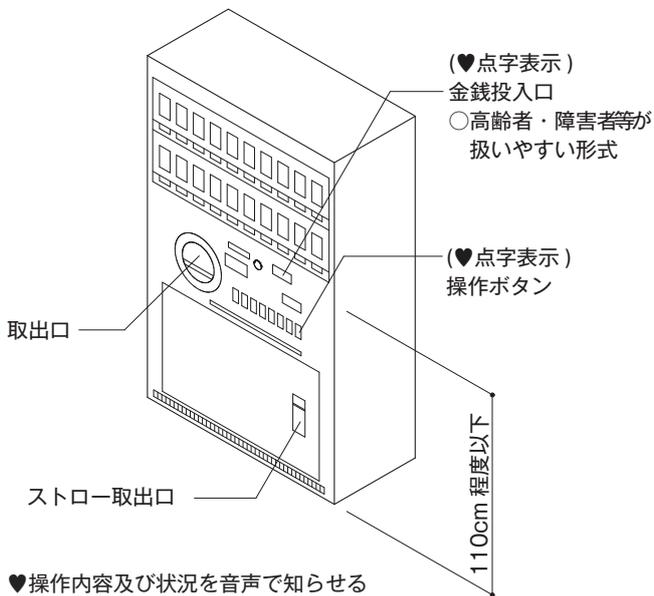
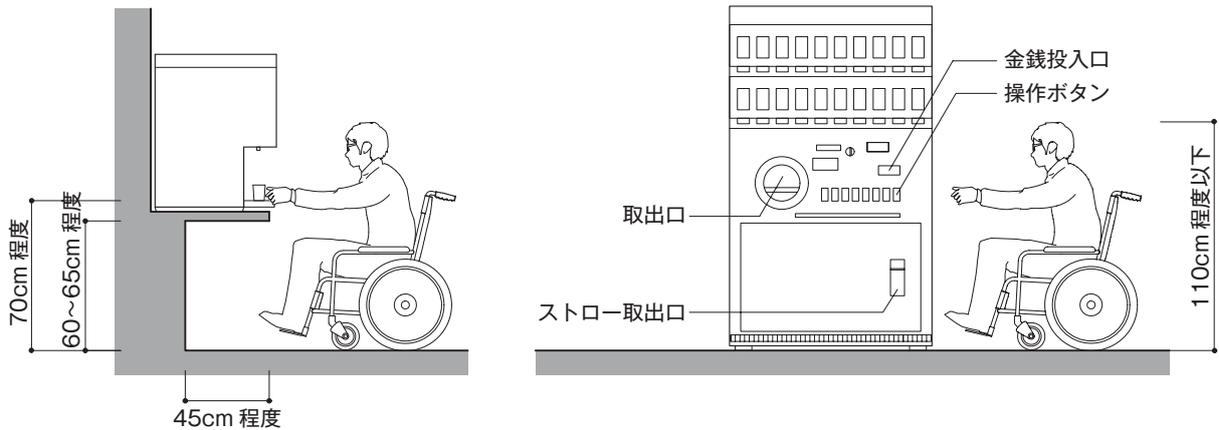


◎ 同趣旨の質問はまとめています。

| 要領該当ページ | 質問 | 回答 |
|----------|---|--|
| 3、5ページ | 飲料自動販売機設置運営事業の運営実績は具体的にはどういうことを指しているか。 販売実績金額の記入も必要になるか。 書類は実績が分かる契約書1社分でもかまわないか。 | 飲料自動販売機設置運営事業の営業実績を指します。設置先は、民間事業者、官公庁等事業形態は問いません。 提出いただく「飲料自動販売機設置運営事業実績」への販売実績金額の記入は必須ではありませんが、例えば契約書の写し等運営実績が明らかに分かる書類を提出してください。 契約書の写しを提出いただく場合は運営実績が分かれば、1社分でもかまいません。 |
| 5ページ | 提出書類に市税の納税証明書とあるが、所在地が市外の場合はどうすればよいか。 | 所在する市区町村の納税証明書を添付してください。 |
| 14ページ | NO5の中区土木事務所庁舎外側もユニバーサルデザインが必要か。 | 14ページ1(2)で指定するユニバーサルデザイン等の要件は、庁舎外側も含めて、設置いただくすべての自動販売機に適用します。 |
| 14ページ | ユニバーサルデザインはコイン投入口・つり銭払い出し部分を加工したもので大丈夫か。 | ユニバーサルデザインの仕様については、次ページの福祉のまちづくり条例に基づく「施設整備マニュアル」の該当ページを参照ください。 |
| 14ページ | 自動販売機の色塗の指定はあるか。 | 特定の色指定はありませんが、14ページ1(2)イで定める仕様「施設の内装等と調和するデザインとすること。」が要件となります。 |
| 14ページ | 公衆無線LAN機能の設置は、NO1の物件1か所か。 | 公衆無線LANの仕様は、No.1の物件の1か所のみとなります。 |
| 14ページ | ICカードの仕様は、Suica、PASMO以外のものが含まれてもかまわないか。 | ICカードの仕様は、Suica、PASMOが含まれていれば、さらに他の仕様が含まれていてもかまいません。 |
| 18～20ページ | 代理人の住所は、個人の自宅住所を記入するのか。 法人の社員でも代理人欄の記入は必要か。 | 代理人の住所は、委任状に添付いただく印鑑登録証明書に記載の住所を記入してください。(代理人が入札する場合は委任状が必要となります。)また、法人がその社員に委任する場合は、代理人欄の記入は不要であるとともに、委任状も不要です。 |
| 14、16ページ | 公衆無線LAN機器は自動販売機の内部に取り付ける必要があるのか。 | 公衆無線LAN機器は、必ずしも自動販売機の内部に取り付ける必要はありませんが、16ページ1(1)で定める仕様「自動販売機正面側貸付範囲または中区が認めた場所」が設置場所の要件となります。 |
| — | 現在設置されている自動販売機の売上実績の公開予定はあるか。 | 現在設置されている自動販売機の売上実績の公開予定はありません。 |

図19-5 自動販売機の基本寸法と整備例



自動販売機・券売機のボタン等

整備基準 19-(3)-イ

囲みは必須項目

- 自動販売機、券売機の操作ボタン、現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口、及び取出口等の高さは床面から、原則として40~110cm程度の範囲に設置すること。
- 金銭投入口は大きくし、高齢者、障害者等が扱いやすい形式とする必要がある。

- ♥ 自動販売機、券売機の操作ボタンには品目、金額等を点字で表示することが望ましい。
- ♥ 現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口等についても点字で表示することが望ましい。
- ♥ 操作内容及び状況を音声で知らせる装置を設けることが望ましい。